

弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書

弘 前 市
板 柳 町

弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

弘前市（以下「甲」という。）と板柳町（以下「乙」という。）は、平成23年10月12日に締結した弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第3号に次のように加える。

イ 行政事務の効率化

(ア) 電算システムの共同利用

a 取組の内容

電算システムの共同利用により、コストの削減、利便性、効率化、セキュリティの向上、災害時の業務継続における対応力の強化を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

市町村間の調整を図りながら電算システムの共同利用に取り組むとともに、必要な経費を負担する。

(b) 乙の役割

甲と連携して電算システムの共同利用に取り組むとともに、必要な経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年10月1日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市

市長 櫻田



乙 北津軽郡板柳町大字板柳字土井239番地3

板柳町

町長 成田

